



三重県公報

令和5年2月28日 (火)

第 391 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
111	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
112	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
113	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
114	生活保護法の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	3
115	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	3
116	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
117	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
118	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	4
119	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	5
120	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	5
121	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(教 育 委 員 会)	6
内 水 面 告 示			
1	第五種共同漁業権に係る令和5年度目標増殖量	(内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会)	6
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水 資 源 ・ 地 域 プ ロ ジ ェ ク ト 課)	7
	換地処分を行った旨	(農 地 調 整 課)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	基本測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	8
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8

告 示

三重県告示第 111 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
小規模ショートあさひ	尾鷲市三木里町字木場 967 番地 1	短期入所生活介護	令和 4 年 1 月 1 日
小規模ショートあさひ	尾鷲市三木里町字木場 967 番地 1	介護予防短期入所生活介護	令和 4 年 1 月 1 日

三重県告示第 112 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
宇野胃腸内科・脳神経内科	松阪市市場庄町 1105-3	訪問看護	名称	宇野胃腸内科・脳神経内科	宇野胃腸科内科医院	令和 4 年 4 月 1 日
宇野胃腸内科・脳神経内科	松阪市市場庄町 1105-3	居宅療養管理指導	名称	宇野胃腸内科・脳神経内科	宇野胃腸科内科医院	令和 4 年 4 月 1 日
宇野胃腸内科・脳神経内科	松阪市市場庄町 1105-3	介護予防訪問看護	名称	宇野胃腸内科・脳神経内科	宇野胃腸科内科医院	令和 4 年 4 月 1 日
宇野胃腸内科・脳神経内科	松阪市市場庄町 1105-3	介護予防居宅療養管理指導	名称	宇野胃腸内科・脳神経内科	宇野胃腸科内科医院	令和 4 年 4 月 1 日

三重県告示第 113 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
あすか調剤薬局	伊勢市八日市場町 5-19	居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 31 日
あすか調剤薬局	伊勢市八日市場町 5-19	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 31 日
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	通所リハビリテーション	令和 5 年 1 月 1 日
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	介護予防通所リハビリテーション	令和 5 年 1 月 1 日
かすみがうら薬局	四日市市八田 1 丁目 13-17	居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 28 日
かすみがうら薬局	四日市市八田 1 丁目 13-17	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 28 日
ひまわり歯科	松阪市駅部田町 1001	居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 31 日
ひまわり歯科	松阪市駅部田町 1001	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 31 日
しょうなん調剤薬局 東方店	桑名市東方立坂 1819-2	居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 31 日
しょうなん調剤薬局 東方店	桑名市東方立坂 1819-2	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 31 日
第二岩崎病院	津市一身田町 387 番地	介護療養型医療施設	令和 3 年 9 月 30 日

三重県告示第 114 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 51 条第 1 項の規定により、次のとおり指定介護機関から指定の辞退の届出がありました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	辞退年月日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	訪問看護	令和 3 年 12 月 1 日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	訪問リハビリテーション	令和 3 年 12 月 1 日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	居宅療養管理指導	令和 3 年 12 月 1 日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	介護予防訪問看護	令和 3 年 12 月 1 日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	介護予防訪問リハビリテーション	令和 3 年 12 月 1 日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	介護予防居宅療養管理指導	令和 3 年 12 月 1 日
医療法人社団ピュアホワイト会 あいおいクリニックイオンモール東員医院	員弁郡東員町長深字築田 510-1 イオンモール東員 1 階	居宅療養管理指導	令和 4 年 5 月 31 日
医療法人社団ピュアホワイト会 あいおいクリニックイオンモール東員医院	員弁郡東員町長深字築田 510-1 イオンモール東員 1 階	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 5 月 31 日
日永しばた歯科	四日市市日永西 2 丁目 5-25 ハーモニー日永 1 階	居宅療養管理指導	令和 4 年 8 月 31 日
日永しばた歯科	四日市市日永西 2 丁目 5-25 ハーモニー日永 1 階	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 8 月 31 日
こはな歯科	津市垂水 2867-6	居宅療養管理指導	令和 4 年 10 月 31 日
こはな歯科	津市垂水 2867-6	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 10 月 31 日

三重県告示第 115 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
小規模ショートあさひ	尾鷲市三木里町字木場 967 番地 1	短期入所生活介護	令和 4 年 1 月 1 日
小規模ショートあさひ	尾鷲市三木里町字木場 967 番地 1	介護予防短期入所生活介護	令和 4 年 1 月 1 日

三重県告示第 116 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
宇野胃腸内科・脳神経内	松阪市市場庄町 1105-3	訪問看護	名称	宇野胃腸内科・脳神経内科	宇野胃腸科内科医院	令和 4 年 4 月 1 日
宇野胃腸内科・脳神経内科	松阪市市場庄町 1105-3	居宅療養管理指導	名称	宇野胃腸内科・脳神経内科	宇野胃腸科内科医院	令和 4 年 4 月 1 日

宇野胃腸内科・ 脳神経内科	松阪市市場庄町 1105-3	介護予防訪問 看護	名称	宇野胃腸内科・脳神 経内科	宇野胃腸科内科医 院	令和4年 4月1日
宇野胃腸内科・ 脳神経内科	松阪市市場庄町 1105-3	介護予防居宅 療養管理指導	名称	宇野胃腸内科・脳神 経内科	宇野胃腸科内科医 院	令和4年 4月1日

三重県告示第 117 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和5年2月28日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
あすか調剤薬局	伊勢市八日市場町 5-19	居宅療養管理指導	令和4年12月31日
あすか調剤薬局	伊勢市八日市場町 5-19	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月31日
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	通所リハビリテーション	令和5年1月1日
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	介護予防通所リハビリテーション	令和5年1月1日
かすみがうら薬局	四日市市八田 1 丁目 13-17	居宅療養管理指導	令和4年12月28日
かすみがうら薬局	四日市市八田 1 丁目 13-17	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月28日
ひまわり歯科	松阪市駅部田町 1001	居宅療養管理指導	令和4年12月31日
ひまわり歯科	松阪市駅部田町 1001	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月31日
しょうなん調剤薬局 東方店	桑名市東方立坂 1819-2	居宅療養管理指導	令和4年12月31日
しょうなん調剤薬局 東方店	桑名市東方立坂 1819-2	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月31日
第二岩崎病院	津市一身田町 387 番地	介護療養型医療施設	令和3年9月30日

三重県告示第 118 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から指定の辞退の届出がありました。

令和5年2月28日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	辞退年月日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	訪問看護	令和3年12月1日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	訪問リハビリテーション	令和3年12月1日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	居宅療養管理指導	令和3年12月1日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	介護予防訪問看護	令和3年12月1日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	介護予防訪問リハビリテーション	令和3年12月1日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	介護予防居宅療養管理指導	令和3年12月1日
医療法人社団ピュアホワイト会 あいおいクリニックイオンモール東員医院	員弁郡東員町長深字築田 510-1 イオンモール東員 1 階	居宅療養管理指導	令和4年5月31日
医療法人社団ピュアホワイト会 あいおいクリニックイオンモール東員医院	員弁郡東員町長深字築田 510-1 イオンモール東員 1 階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年5月31日
こはな歯科	津市垂水 2867-6	居宅療養管理指導	令和4年10月31日
こはな歯科	津市垂水 2867-6	介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月31日

三重県告示第 119 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 解除予定保安林の所在場所
熊野市有馬町字上ミ地 136 番 2、136 番 4
- 2 保安林として指定された目的
防風
- 3 解除の理由
駐車場用地とするため

三重県告示第 120 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテUNY星川店
桑名市大字星川字十二 835 ほか 34 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号	梅本 稔
株式会社三洋堂ホールディングス	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町 18 番 22 号	加藤 和裕

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号	片桐 三希成
株式会社三洋堂ホールディングス	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町 18 番 22 号	加藤 和裕

- 3 変更年月日
令和 4 年 2 月 1 日
- 4 変更理由
設置者の代表者及び住所の変更があったため
- 5 届出の日
令和 5 年 2 月 14 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 2 月 28 日から同年 6 月 28 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 121 号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和 52 年三重県告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表に次のように加える。

24	学校安全特別 対策事業費補 助金	通学・通園時等における 幼児・児童等の安全確保 に向けた取組の強化を 図る。	送迎用バスの改修、I C T を活用 した子どもの見守りサービス及 び登降園管理システム導入に要 する経費	教育長が別 に定める。	市町及び一 部事務組合
----	------------------------	---	--	----------------	----------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、令和 4 年度分の補助金等から適用する。

内水面告示

三重県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

第五種共同漁業権に係る令和 5 年度目標増殖量を次のとおり定めました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県内水面漁場管理委員会会長 浅 尾 和 司

令和 5 年度目標増殖量

(単位：k g)

漁業権番号	漁業協同組合名	魚 種							
		あゆ	あまご	にじます	おいかわ	こい	ふな	うなぎ	もくず がに
三重内共 第 1 号	桑 員 河 川	640	30	420	1 か所	30	20		
” 第 3 号	雲 出 川	290	120						
” 第 4 号	中 村 川	140	30	10	1 か所				
” 第 6 号	伊 賀 川	340	560	20	1 か所	180	50		
” 第 8 号	名 張 川	450	30	10	1 か所	30			
” 第 9 号	青蓮寺川香落	130	40	20		30			
” 第 10 号	長瀬太郎生川	380	190		1 か所				
” 第 11 号	櫛田川第一	60							
” 第 12 号	櫛田川河川	330							
” 第 14 号	櫛田川上流	350	330						
” 第 15 号	宮 川	210	40		1 か所	10		10	
” 第 16 号	宮川上流	580	180	10	1 か所	20	10	10	
” 第 17 号	大内山川	760	30					10	1,810 尾
” 第 18 号	赤 羽 川	40							
” 第 19 号	銚 子 川	40	10						
” 第 20 号	銚 子 川	140	30						
” 第 21 号	大又川飛鳥五郷	460							

※ おいかわの「か所」については、産卵場造成又は保全の数とします。

※ 「こい」については、令和 4 年 6 月 24 日付け三重県内水面漁場管理委員会告示第 2 号により放流等が制限されています。

(注) 各魚種の標準的な種苗サイズを下記のとおりとします。

あゆ	1尾当たりの重量	3～10 g
あまご・にじます	〃	3～50 g
おいかわ	〃	1～10 g
こい・ふな	〃	5～50 g
うなぎ	〃	10～50 g

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
木曾岬町
- 2 調査を行った期間
令和 3 年 8 月から令和 4 年 11 月まで
- 3 成果の名称
木曾岬町（上和泉③④）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曾岬町和泉地内
- 5 認証年月日
令和 5 年 2 月 8 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業（高度水利機能確保基盤整備事業）仁田地区仁田 1 換地区の換地処分を行いました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業（高度水利機能確保基盤整備事業）仁田地区仁田 3 換地区の換地処分を行いました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業（高度水利機能確保基盤整備事業）仁田地区平谷 2 換地区の換地処分を行いました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 5 年 1 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業地域
南牟婁郡紀宝町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 2 月 13 日から同年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
桑名市長島町東殿名

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 2 月 6 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
亀山市菅内町及び同市阿野田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 12 月 1 日に終了した旨、独立行政法人水資源機構川上ダム建設所長から通知がありました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（水準測量）
- 2 作業地域
伊賀市阿保、同市川上、同市種生及び同市老川

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 2 月 8 日に終了した旨、伊賀市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
伊賀市西高倉及び同市西山

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
